

沖永良部バス企業団  
企業長 今井 力夫



## 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により、令和4年度に公表した資金不足比率を次のとおり報告します。

### 記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
自動車運送事業会計	0.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
	0.0	
	0.0	

### 備考

- 法第22条第3項において準用する法第3条第3項前段の規定に基づき、資金不足比率を総務大臣又は都道府県知事に報告する場合は、本様式によること。
- 必要に応じて「特別会計の名称」欄を追加すること。
- 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。  
「令第17条第1（2、3、4）号（括弧書き）の規定により事業の規模を算定」